

第30条の規定により告示します。

令和2年7月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
北安曇郡小谷村大字中土字日向平908から911まで、912のイ、912のロ、915のイ、915のロ
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
 

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小谷村役場に備え置いて縦覧に供する。）
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

森林づくり推進課

### 長野県飯田建設事務所告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和2年7月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年7月6日

長野県飯田建設事務所長 細川容宏

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下条米川飯田線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡下條村陽臥2483番地先から 下伊那郡下條村陽臥2483番地先まで	旧	m 4.5～5.9	km 0.0344
同上	新	m 4.5～8.4	km 0.0344

道路管理課

### 長野県飯田建設事務所告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和2年7月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年7月6日

長野県飯田建設事務所長 細川容宏

- 1 路線名 下条米川飯田線
- 2 供用を開始する区間  
下伊那郡下條村陽臥2483番地先から  
下伊那郡下條村陽臥2483番地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和2年7月6日

道路管理課

### 長野県安曇野建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

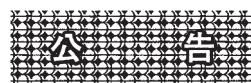
その関係図面は、告示の日から令和2年7月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年7月6日

長野県安曇野建設事務所長 飯森正敏

- 1 路線名 大町明科線
- 2 供用を開始する区間  
安曇野市明科七貴4131番の1地先から  
安曇野市明科七貴4617番の15地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和2年7月6日

道路管理課



### 公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行います。

令和2年7月6日

長野県知事 阿部守一

- 1 建築物の建築の計画
  - (1) 建築場所  
北佐久郡軽井沢町大字長倉字小谷ヶ沢2139-681、2139-682、2139-683、2139-684、2139-685、2139-687、2139-688、2139-689、2139-690、2139-691、2139-696、2139-697、2139-699、2139-700
  - (2) 建築主氏名  
株式会社T8 代表取締役 戸田成郎
  - (3) 用途地域  
第一種低層住居専用地域
  - (4) 敷地面積  
10,892.33平方メートル
  - (5) 主要用途  
保養所
  - (6) 構造及び階数  
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

地上2階 地下1階 建て

## (7) 工事種別

新築

## (8) 規 模

	申請部分	申請以外の部分	合計
建築面積	1,890.63 m <sup>2</sup>	0.00 m <sup>2</sup>	1,890.63 m <sup>2</sup>
延べ面積	2,780.98 m <sup>2</sup>	0.00 m <sup>2</sup>	2,780.98 m <sup>2</sup>

(9) 建蔽率 17.36パーセント

容積率 19.89パーセント

## 2 日 時

令和2年7月15日(水) 午後2時から

## 3 場 所

軽井沢町中央公民館1階講義室(北佐久郡軽井沢町長倉2353-1)

建築住宅課

## 公告

令和2年6月30日、上田市二ヶ村堰土地改良区の定款変更を認可しました。

令和2年7月6日

長野県上田地域振興局長 鈴木英昭

農地整備課

## 公告

佐久平土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和2年7月6日

長野県佐久地域振興局長 吉沢久

## 理 事

## 新 任

氏 名	住 所
中 村 政 直	佐久市野沢77番地1
相 澤 澄 男	佐久市鍛冶屋6番地1
仁 科 優	佐久市前山371番地7
篠 原 清	佐久市三塚56番地
池 田 広 一	佐久市根岸2270番地6
内 藤 始	佐久市平賀1985番地2
鈴 木 孝	佐久市常和2641番地1
青 木 賢 司	佐久市内山5622番地
木 内 功	佐久市大沢2047番地1
柳 泽 久	佐久市中込862番地1

## 重 任

氏 名	住 所
柳 田 清 二	佐久市野沢219番地6
前 島 正 幸	佐久市取出町361番地
臼 田 哲 太 郎	佐久市桜井121番地
櫻 井 幸 彦	佐久市桜井451番地

木 内 拓 郎 佐久市伴野1563番地

小須田 正 佐久市瀬戸2070番地2

## 退 任

氏 名 住 所

平 林 賢 佐久市高柳51番地

市 川 春 夫 佐久市前山25番地

大 井 敏 雄 佐久市三塚115番地1

堀 込 章 市 佐久市根岸187番地2

柳 泽 澄 夫 佐久市平賀3199番地1

水 間 稔 明 佐久市常和3010番地

駒 村 勇 佐久市内山5581番地

木 内 利 一 郎 佐久市大沢2214番地3

小 林 俊 雄 佐久市中込2丁目4番9号

## 監 事

## 新 任

氏 名 住 所

永 井 一 男 佐久市大沢617番地

木 内 希 沙 彦 佐久市根岸349番地1

鈴 木 信 雄 佐久市常和1476番地

## 退 任

氏 名 住 所

吉 水 憲 三 佐久市大沢701番地7

工 藤 正 則 佐久市根岸139番地

北 澤 馨 佐久市平賀5279番地

農地整備課

## 公 告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)

第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり行います。

令和2年7月6日

長野県公安委員会

## 1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第3号に規定する警備業務

## 2 講習の対象者

受講申込み日において、次のいずれかに該当する者

(1) 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該

合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(受講

しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

### 3 講習の実施期日及び場所

#### (1) 実施期日

実施期日	時間
令和2年9月2日(水)から令和2年9月9日(水)まで(土曜日、日曜日を除く。)の6日間	午前9時30分から午後5時まで

(注) 講習の受付時間は、令和2年9月2日(水)午前9時5分から午前9時20分までです。

#### (2) 場所

長野市大字鶴賀問御所町1271番地3  
TO i GO WEST 3階  
長野市生涯学習センター

### 4 受講定員

15名

### 5 受講の手続

#### (1) 事前申込み

##### ア 事前申込みの方法

(7) 受講しようとする者は、(2)の警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(受付専用電話 026-233-0108)に事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(ウ) 電話1本につき1人の受付とします。

(イ) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

##### イ 電話受付日

令和2年8月3日(月)

##### ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

#### (2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出

講習受付番号を取得した者は、事前申込みの際に指定された警察署に、講習受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書に次に掲げる書類を添付して、(3)の提出期間内に提出してください。

ア 2の(1)に該当する者は、最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が3年以上あることを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

イ 2の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

ウ 2の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

エ 2の(4)に該当する者は、旧1級検定に係る合格証の写し  
オ 2の(5)に該当する者は、旧2級検定に係る合格証の写し

及び警備業務従事証明書

カ 代理人が警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

#### (3) 提出期間

##### ア 提出期間

令和2年8月17日(月)から令和2年8月21日(金)まで

##### イ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

#### (4) 講習手数料

講習手数料(38,000円)は、警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

### 6 その他

(1) 講習における修了考査に合格した者には、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付します。

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。

(3) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話 026-233-0110 内線 3032)に問い合わせてください。

(4) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

### 公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり行います。

令和2年7月6日

長野県公安委員会

#### 1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第3号に規定する警備業務

#### 2 講習の対象者

受講申込日ににおいて、受講しようとする警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの

(1) 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)

に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

### 3 講習の実施期日及び場所

#### (1) 実施期日

実施期日	時間
令和2年9月7日(月)から令和2年9月9日(水)までの3日間	午前9時30分から午後5時まで(令和2年9月7日(月)は、午後1時10分から午後5時まで)

(注) 講習の受付時間は、令和2年9月7日(月)午後0時40分から午後1時までです。

#### (2) 場所

長野市大字鶴賀問御所町1271番地3

TO i GO WEST 3階

長野市生涯学習センター

### 4 受講定員

15名

### 5 受講の手続

#### (1) 事前申込み

##### ア 事前申込みの方法

(7) 受講しようとする者は、(2)の警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（受付専用電話 026-233-0108）に事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。

(1) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(ウ) 電話1本につき1人の受付とします。

(イ) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

##### イ 電話受付日

令和2年8月4日(火)

##### ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

#### (2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出

講習受付番号を取得した者は、事前申込みの際に指定された警察署に、講習受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書に次に掲げる書類を添付して、(3)の提出期間内に提出してください。

##### ア 交付を受けている資格者証又は修了証明書の写し

イ 2の(1)に該当する者は、最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が3年以上であることを説明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

ウ 2の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

エ 2の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

オ 2の(4)に該当する者は、旧1級検定に係る合格証の写し

カ 2の(5)に該当する者は、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

キ 代理人が警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

#### (3) 提出期間

##### ア 提出期間

令和2年8月17日(月)から令和2年8月21日(金)まで

##### イ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

#### (4) 講習手数料

講習手数料（14,000円）は、警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

### 6 その他

(1) 講習における修了考査に合格した者には、この講習に係る修了証明書を交付します。

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>）からダウンロードすることもできます。

(3) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3032）に問い合わせてください。

(4) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

### 生活安全企画課

### 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年7月6日

長野県工業技術総合センター所長 宮嶋 隆司

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 調達をする物品等及び数量

環境ノイズ評価装置 一式

##### (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

##### (3) 納入期限

令和3年2月26日(金)

##### (4) 納入場所

岡谷市長地片間町1-3-1

長野県工業技術総合センター 精密・電子・航空技術部門

##### (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当

する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- 次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により長野県の入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）の物件の買入れの等級がAに区分されている者であること。
  - (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
  - (5) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

## 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

### 1 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

[https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/2019\\_2020\\_sankashikaku.html](https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/2019_2020_sankashikaku.html)

### 2 申請を行う時期

随时受け付けます。

### 3 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課

電話番号 026 (235) 7079

## 4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課

電話番号 026 (235) 7079

上記の場所のほか、次のアドレスからダウンロードすることができます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/buppin/yoshiki.html>

## 5 入札手続等

### 1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 2 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年8月20日（木）午前10時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

長野県庁 西庁舎1階入札室

### 3 郵送（書留郵便に限る。）による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 令和2年8月19日（水）午後5時（必着）

イ 提出場所 長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県会計局契約・検査課

### 4 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札申込書を、令和2年8月18日（火）午後5時までに(3)のイの場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

また、技術資料等を、令和2年8月7日（金）午後5時までに次の場所へ提出してください。

岡谷市長地片間町1-3-1

長野県工業技術総合センター 精密・電子・航空技術部門

### 5 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

### 6 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

### 7 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

### 8 契約書作成の要否

必要とします。

### 9 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定します。

## 6 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

## 7 Summary

(1) Nature and quantity of products to be procured:  
Environmental noise assessment system, 1 set

(2) Delivery deadline:

Friday, February 26, 2021

(3) Delivery location:

Nagano Prefecture General Industrial Technology Center

Precision, Electronic and Aviation Technology Department

1-3-1 Osachi-Katamacho, Okaya City, Nagano  
Prefecture 394-0084 Japan

Tel:+81-266-23-4000 (Japanese only)

## (4) Contact information:

Nagano Prefectural Government, Accounting Bureau,  
Contract and Audit Division  
692-2 Habashita, Minami-Nagano, Nagano City,  
Nagano Prefecture 394-8570 Japan  
Tel:+81-26-235-7079

## (5) Bid opening:

Date and time: Thursday, August 20, 2020,  
10:00a.m.(JST)  
Location:Nagano Prefectural Office, West Annex, 1st  
Floor, Bidding Room

## (6) Mail-in submission (registered mail only):

Deadline:Wednesday, August 19, 2020, 5:00p.m.(JST)

Mailing address: Nagano Prefectural Government  
Accounting Bureau  
Contract and Audit Division  
380-8570 (Exclusive postal code for  
Nagano Prefectural Office)  
Japan

産業技術課